都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

労災就学等援護費支給要綱の一部改正について

労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給については、昭和45年10月27日付け基発第774号の別添「労災就学等援護費支給要綱」(以下「要綱」という。)により取り扱われてきたところであるが、今般、要綱の一部を別紙のとおり改正し、大学等の在学者に係る労災就学援護費を引き上げ、平成18年4月以後の期間から適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

労災就学等援護費支給要綱の一部改正

労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日付け基発第774号の 別添)の一部を次のように改正し、平成18年4月以後の期間に係る労災就 学援護費について適用する。

第4項第1号中「38,000円」を「39,000円」に改める。

改正後

改正前

4 支給額

イ~ハ (略)

月額 39,000円

4 支給額

(1) 労災就学援護費

イ~ハ (略)

二 大学、高等専門学校の第4学 不、第5学年若しくは専門学校専選問題を 学は専門とは明課の事業に 学生をでの専門の事業を 学生をでの専門の事業を 学する者、公共職業訓練を 学する者、公共職業訓練を 学する者、公共職業訓練を 学する者、公共職業訓練を 学はおいて掲げる者を除受ける者 とは職業の指導員 において長期課程の指導員 を受ける者

月額 38,000円